

電波法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の内容

一 無線局に関する情報の公表等関係

- 1 総務大臣は、無線局の免許状に記載された事項のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表すること。
(第二十五条第一項関係)

- 2 総務大臣は、自己の無線局の開設等をする場合に必要とされる混信調査を行おうとする者の求めに応じ、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る必要な情報を提供できるとし、その提供を受けた者は、当該情報を混信調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととする。
(第二十五条第二項・第三項関係)

二 電波の利用状況の調査等関係

- 1 総務大臣は、電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね三年ごとに、電波の利用状況を把握するために必要な事項の調査(以下「利用状況調査」という。)を行うとともに、必要があると認めるときは、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができることと

すること。

(第二十六条の二第一項・第二項関係)

2 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。

(第二十六条の二第三項関係)

3 総務大臣は、利用状況調査及び評価の結果の概要を公表するものとする。

(第二十六条の二第四項関係)

4 総務大臣は、評価の結果に基づき、周波数割当て計画を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、当該周波数割当て計画の作成又は変更が免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができることとする。

(第二十六条の二第五項関係)

5 総務大臣は、利用状況調査等を行うため必要な限度において、免許人に対し、必要な事項について報告を求めることができることとする。

(第二十六条の二第六項関係)

三 その他

罰則について所要の規定を設けることその他規定の整備をすること。

第二 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。